

平成30年度 水質管理計画ができました

水道水を厳しく検査しています!

「水質管理計画」 とは?

どこの水を、どのくらいの頻度で、どのような項目について水質検査するのかを定めたものです。水質管理計画に基づいて適切に水質検査を行うことで、水道水の安全を守ります。法律で定められた水質検査(法令検査)の他に、独自の検査メニュー(独自検査Ⅰ・Ⅱ)を充実させています。

品質管理
広報
技術向上

品質管理の徹底、広報の充実、分析技術の向上を目指します。さらに、お客さまからの質問には丁寧でわかりやすい説明に努め、お客さまに信頼される水道を目指します。

詳しくはWEBで



法律で定められた検査はもちろん、独自の検査を充実させ、原料となる河川水からじゃ口の水まで、厳しく検査しています!



河川



浄水場



じゃ口



検査

法律に定められた頻度で「水質基準項目」を検査します。

法令 検査

検査名称	検査の内容
毎日検査	色、濁り、消毒効果を検査します。市内57か所のじゃ口で毎日行います。
毎月検査	一般細菌や大腸菌など、11項目を検査します。市内11か所のじゃ口で月に1回行います。
基準全項目検査	水質基準に定められている全ての項目(51項目)を検査します。市内11か所のじゃ口で3か月に1回行います。

より高い安心・安全のために独自に行っている検査

独自 検査 Ⅰ

川の水から浄水場、じゃ口までの各工程を検査します。

- 河川水質検査
- 浄水工程検査
- 配水工程検査

独自 検査 Ⅱ

お客さまの関心が高い項目など、法令検査以外にも様々な検査をします。

- | | |
|-----------|-----------|
| 異臭味検査 | 原虫検査 |
| 残留塩素管理検査 | ダイオキシン類検査 |
| 農薬検査 | 目標設定項目検査 |
| トリハロメタン検査 | 放射性物質検査 |



水道GLPを取得しています!

水道GLP(水道水質検査優良試験所規範)は(公社)日本水道協会が水質検査の信頼性を確保するために定めた制度です。新潟市水道局は、平成18年に全国で7番目に取得しています。

※ 管理計画は平成30年1月時点のものです。平成30年4月からの実施にあたり一部変更する可能性もあります。



いろんな検査をしているから安心して水道水が使えるね!

お問い合わせは 水道局水質管理課へ